

沼津工業高等専門学校未来創造ラボラトリー利用変更通知書

令和 年 月 日

申請者（利用責任者） 殿

沼津工業高等専門学校長

令和 年 月 日付けで変更申請のありましたこのことについて、下記のとおり通知します。

記

1. 変更を許可した事項
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
2. 変更を不許可とした事項
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
2. 附帯条件（裏面記載事項を除く）
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
3. その他

（裏面に続く）

## 附 帯 条 件

(利用料及び延滞金)

第1条 利用料は、所定の請求書により、指定期日までに納入しなければならない。

2 指定期日までに利用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、民事法定利率で定められた割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(利用料の改定)

第2条 校長は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、利用料を改定することができる。

(経費の負担等)

第3条 利用許可された者は、当該許可物件に附帯する電話、暖房、電気、ガス及び水道等の使用料金を負担しなければならない。

(物件保全義務等)

第4条 利用許可した施設設備は、その用途又は目的を妨げない限度の範囲内で使用させるものであり、利用許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため、通常必要とする修繕費その他経費は、すべて利用許可された者が負担しなければならない。

(利用上の制限)

第5条 利用許可された者は、施設設備を許可された用途以外に用いてはならない。

2 利用許可された者は、許可された施設設備を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 利用許可された者は、許可された施設設備について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は利用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって校長の承認を受けなければならない。

(利用許可の取消又は変更)

第6条 校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可の取消又は変更をすることができる。

(1) 利用許可された者が許可条件に違背したとき。

(2) 本校において利用許可した施設設備を必要とするとき。

(原状回復)

第7条 校長が利用許可を取り消したとき、又は利用許可した期間が満了したときは、利用者は、自己の負担で、校長の指定する期日までに、利用許可施設設備を原状に回復して返還しなければならない。ただし、校長が特に承認したときは、この限りではない。

2 利用許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、校長は、利用許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合において、利用許可された者は、校長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第8条 利用許可された者は、その責に帰する事由により、利用許可された施設設備の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による利用許可された施設設備の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により利用許可された施設設備を原状回復した場合は、この限りではない。

2 前項に掲げる場合のほか、利用許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第9条 利用許可の取消が行われた場合においては、利用許可された者は、利用許可施設設備に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第10条 校長は、利用許可した施設設備について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持及び保全に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第11条 本条件に関し、疑義のあるときその他利用許可した施設設備の利用形態について疑義を生じたときは、すべて校長の決定するところによるものとする。